健康保険・厚生年金保険 資格等取得 (喪失) 連絡票

□下記の者は、	健康保険	・厚生年金保険の被係	保険者資	各を□耳	\(\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	e) したことを連絡	うしま
す。							
□下記の者は、	健康保険	の被扶養者として口記	忍定(□認	定を抹れ	肖)されたこ	ことを連絡します。	o
			(該当欄	にレを記入	、して下さい。)	
令和 年	月	日					
			<u> </u>	ı			
		事業所	名 称				
			代表者				
			Tel	_	_)

	氏名		生年月日	昭	• 平•令	年 月 日		
 被	住所					性別 男・女		
被保険者	資格取得(喪失)年) (退職年月日)	取得	年月	月日	喪失 令和 (退職 令和	年 月 日 年 月 日)		
	健康保険の被保険者等記号・番号 年金手帳の基礎年金番号							
	氏 名	生年月	Ħ	続 続柄	被扶養者の認定(認定抹 消)年月日	被保険者退職以外のと きの抹消理由		
被扶養者		昭·平 令 年	月 日		認定 令和 抹消 年 月 日			
		昭·平 令 年	月 日		認定 令和 抹消 年 月 日			
		昭·平 令 年	月 日		認定 令和 抹消 年 月 日			
		昭·平 令 年	月 日		認定 令和 抹消 年 月 日			
		昭・平 令 年	月 日	J	認定 令和 抹消 年 月 日			

【記入上の注意】

- 1. 被保険者の欄の「資格の喪失年月日」は「退職年月日」の翌日を記入してください。
- 2. 被扶養者がある場合は被扶養者の欄も記入してください。
- 3. 被扶養者のみの認定(認定抹消)があったときは、被保険者の欄も記入してください。なお、被扶養者欄の「被扶養者の認定(認定抹消)年月日」は、社会保険事務所から送付される「健康保険被扶養者(異動)確認通知書」に基づき、記入してください。
- 4. 被扶養者欄の「被保険者退職以外のときの抹消理由」は、退職以外に理由がある場合に記入してください。(例:被扶養者認定基準を上回る収入、被扶養者の就職 等)

国民健康保険・国民年金の市役所への資格届出

	こんなとき	国民健康保険	国民年金(20 歳以上 60 歳未満)
		資格喪失 (社会保険加入)	種別変更 (喪失)(1 号、3 号→2 号)
		<健康保険の被保険者になったとき>	<厚生年金保険の被保険者になったとき>
		【持っていくもの】	・届出の必要はありません。
従	就職したとき	・個人番号が分かるもの	
		・本人確認書類 ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	
		・加入された保険の資格確認書または資格情報のお知	
		らせ、加入証明書等	
業		資格取得 (社会保険離脱)	種別変更 (取得)(2 号→1 号、3 号)
		<健康保険の被保険者でなくなったとき>	<厚生年金保険の被保険者でなくなったとき>
	退職したとき	【持っていくもの】	【持っていくもの】
		・個人番号が分かるもの	<1号被保険者になるとき>
員		・資格等取得(喪失)連絡票(被扶養者のいる方は、	・資格等取得(喪失)連絡票
		その被扶養者の資格喪失日の記載があるものが必要で	<3号被保険者になるとき>
		す。)	・配偶者の勤務する事業主への届出は必要ですが、
			市役所への届出は必要ありません。
		資格喪失 (社会保険加入)	種別変更 (喪失)(1 号、2 号→3 号)
	従業員の 被扶養	<健康保険の被保険者の被扶養者になったとき>	<厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者になったとき>
従	世界員の被決を	【持っていくもの】	・事業主への届出は必要ですが、市役所への届出は
	者 (中金は仮式) 養配偶者) にな	・個人番号が分かるもの	必要ありません。
業	受配阀4)になったとき	│・本人確認書類 │・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	
	7/228	・加入された保険の資格確認書または資格情報のお知	
員		らせ、加入証明書等	
	従業員の被扶養 者(年金は被扶 養配偶者)でな	資格取得 (社会保険離脱)	種別変更 (取得)(3 号→1 号、2 号)
の		<健康保険の被保険者の被扶養者でなくなったとき>	<厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき>
		【持っていくもの】	【持っていくもの】
家		・個人番号が分かるもの	<1 号被保険者になるとき>
		・資格等取得(喪失)連絡票	・資格等取得(喪失)連絡票
族			<2 号被保険者になるとき>
			・届出の必要はありません。

〔注1〕国民健康保険の資格取得喪失届出

- ① 退職 (健康保険任意継続被保険者になられた方は期限満了時)・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14 日以内に市役所への届出が必要です。
- ② 国民健康保険組合加入者については、その組合への届出が必要です。
- ③ 資格取得・喪失の届出が遅れた場合であっても、国民健康保険税は資格を取得・喪失した時点まで遡って計算されます。

〔注2〕国民年金の種別変更届出

- ① 国民年金の被保険者の種別
 - ・第1号被保険者(1号)・・・農業、自営業者など2号、3号でない者
 - ・第2号被保険者(2号)・・・厚生年金、共済組合加入者
 - ・第3号被保険者(3号)・・・厚生年金、共済組合加入者の被扶養配偶者
- ② 退職 (健康保険任意継続被保険者になられた方を含む)等により種別が第1号被保険者に変更することになる方は、14日以内に市役所への届出が必要です。
- ③ 第2号被保険者の被扶養配偶者(第3号被保険者)への変更は、「被扶養者(異動)届」との複写様式により、事業主を経由して年金事務所への届出が必要です。